

# I P 通信網サービス契約約款 別冊（NTT Comひかり電話サービス）

## 【現改比較表】 2022年4月1日現在

～2022年3月31日	2022年4月1日～
<p>目次（略）</p> <p>第1条～第41条（略）</p> <p>別記1～3（略）</p> <p>4 相互接続通信の料金等の取扱い</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 別記19に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち無線呼出し事業者等（別記16に規定する中継事業者又は無線呼出し事業者をいいます。以下同じとします。）に係る相互接続通信（中継事業者に係る相互接続通信については、別記6(1)に定める電気通信設備に着信するものとします。）の料金の取扱いは、次のとおりとします。</p> <p>ア <u>ウ以外の場合であって、無線呼出し事業者等</u>に係る他社相互接続通信（中継事業者に係る他社相互接続通信については、別記6(2)に定めるものとします。以下この別記4において同じとします。）以外の他社相互接続通信を伴うとき。</p> <p>その相互接続通信の料金は、その通信と、<u>無線呼出し事業者等</u>に係る他社相互接続通信を除く他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記19に定めるところによります。</p> <p>イ <u>ウ以外の場合であって、無線呼出し事業者等</u>に係る他社相互接続通信以外の他社相互接続通信を伴わないとき。</p> <p>その相互接続通信の料金は、当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記19に定めるところによります。</p> <p>ウ <u>無線呼出し事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第5号に規定する電気通信番号により識別されるものに係る他社相互接続通信を伴って行われる通信のとき。</u></p> <p><u>その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記19に定めるところによります。</u></p> <p>(5)～(7)（略）</p> <p>5～15（略）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1条～第41条（略）</p> <p>別記1～3（略）</p> <p>4 相互接続通信の料金等の取扱い</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 別記19に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち中継事業者（別記16に規定する中継事業者をいいます。以下同じとします。）に係る相互接続通信（別記6(1)に定める電気通信設備に着信するものとします。）の料金の取扱いは、次のとおりとします。</p> <p>ア <u>中継事業者</u>に係る他社相互接続通信（別記6(2)に定めるものとします。以下この別記4において同じとします。）以外の他社相互接続通信を伴うとき。</p> <p>その相互接続通信の料金は、その通信と、<u>中継事業者</u>に係る他社相互接続通信を除く他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記19に定めるところによります。</p> <p>イ <u>中継事業者</u>に係る他社相互接続通信以外の他社相互接続通信を伴わないとき。</p> <p>その相互接続通信の料金は、当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記19に定めるところによります。</p> <p>(5)～(7)（略）</p> <p>5～15（略）</p>

## 16 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内容
1～4 (略)	(略)
5 <a href="#">無線呼出し事業者</a>	<a href="#">無線設備規則第49条の5に規定する無線呼出し通信を行う電気通信事業者</a>
6 IP電話事業者	(略)

17～18 (略)

## 19 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

接続形態	料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金の支払いを要する事業者	料金に関するその他の取扱い
1 発信側の電気通信設備： 接続契約者回線等 着信側の電気通信設備： 端末系事業者、中継事業者、携帯・自動車電話事業者、PHS事業者、 <a href="#">無線呼出し事業者</a> 若しくはIP電話事業者に係る電気通信設備、外国の電気通信設備又は当社の契約者回線等（中継事業者に係る電気通信設備については、KDDI株式会社のダイヤルアップルータに係る電気通信設備に限ります。）	(略)	(略)	(略)	(略)
2～6 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

20～21 (略)

## 16 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内容
1～4 (略)	(略)
5 <a href="#">削除</a>	<a href="#">削除</a>
6 IP電話事業者	(略)

17～18 (略)

## 19 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

接続形態	料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金の支払いを要する事業者	料金に関するその他の取扱い
1 発信側の電気通信設備： 接続契約者回線等 着信側の電気通信設備： 端末系事業者、中継事業者、携帯・自動車電話事業者、PHS事業者若しくはIP電話事業者に係る電気通信設備、外国の電気通信設備又は当社の契約者回線等（中継事業者に係る電気通信設備については、KDDI株式会社のダイヤルアップルータに係る電気通信設備に限ります。）	(略)	(略)	(略)	(略)
2～6 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

20～21 (略)

料金表

通則（略）

第1表 料金(附带サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金（略）

第2 通信料

1 適用

区分	内容	
(1) 国内通信の種類	国内通信には、次の種類があります。	
	種類	内容
	1～3（略）	(略)
	4 <a href="#">無線呼出し通信</a>	<a href="#">無線呼出し設備</a> （NTT Com ひかり電話協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第5号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。）に係る他社相互接続通信を伴って行われる通信
5～6（略）	(略)	
(2)～(3)（略）	(略)	
(4) <a href="#">無線呼出し事業者等</a> に係る相互接続通信の料金の適用	ア <a href="#">無線呼出し事業者等</a> に係る相互接続通信（(1)の4に規定する <a href="#">無線呼出し通信</a> に係るものを除きます。）の料金については、 <a href="#">無線呼出し事業者等</a> に係るNTT Comひかり電話相互接続点を電話サービス契約約款に規定する加入電話の契約者回線の終端とみなして適用します。	
	イ 当社は、 <a href="#">無線呼出し事業者等</a> に係る相互接続通信の料金の適用にあたっては別記21に定める提供エリアに従って料金を適用します。	
(5)～(14)(略)	(略)	

料金表

通則（略）

第1表 料金(附带サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金（略）

第2 通信料

1 適用

区分	内容	
(1) 国内通信の種類	国内通信には、次の種類があります。	
	種類	内容
	1～3（略）	(略)
	4 <a href="#">削除</a>	<a href="#">削除</a>
5～6（略）	(略)	
(2)～(3)（略）	(略)	
(4) <a href="#">中継事業者</a> に係る相互接続通信の料金の適用	ア <a href="#">別記4に規定する中継事業者</a> に係る相互接続通信の料金については、 <a href="#">中継事業者</a> に係るNTT Comひかり電話相互接続点を電話サービス契約約款に規定する加入電話の契約者回線の終端とみなして適用します。	
	イ 当社は、 <a href="#">中継事業者</a> に係る相互接続通信の料金の適用にあたっては別記21に定める提供エリアに従って料金を適用します。	
(5)～(14)(略)	(略)	

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの

(1) (2)、(3)、(4)、(5)及び(6)以外のもの

(2)~(4) (略)

(5) 無線呼出し通信に係るもの

<u>料金種別</u>			<u>料金額</u>
<u>通信料</u>			<u>次の秒数までごとに 15 円</u> <u>(税込価格 16.5 円)</u>
<u>無線呼出し</u> <u>通信</u>	<u>メニュー 1 に係る</u> <u>もの</u>	<u>東日本エリア</u>	<u>45 秒</u>
		<u>西日本エリア</u>	<u>40 秒</u>
<u>メニュー 2 及びメニュー 3 に係るもの</u>			<u>45 秒</u>
<u>上記の通信料のほか通信 1 回ごとに</u>			<u>40 円(税込価格 44 円)</u>

(6) 着信課金機能に係る通信料 (略)

2-2 国際通信に係るもの (略)

第 3~第 4 (略)

第 2 表~通信料別表 (略)

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの

(1) (2)、(3)、(4)、(5)及び(6)以外のもの

(2)~(4) (略)

(5) 削除

(6) 着信課金機能に係る通信料 (略)

2-2 国際通信に係るもの (略)

第 3~第 4 (略)

第 2 表~通信料別表 (略)

▲IP通信網サービス契約約款 共通編

附則 (令和 4 年 3 月 23 日 A P S 1 第 00899254 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。